

# 岐阜県立障がい者職業能力開発校運営懇話会

## 設置要綱

### (趣旨)

第1条 岐阜県立障がい者職業能力開発校の運営に関して意見交換を行い、訓練プログラム、訓練生への指導・助言方法、就労に向けた取組等の参考とするため、岐阜県立障がい者職業能力開発校運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員11名以内とし、障がい者職業能力開発校に関係する団体及び有識者等をもって組織する。

2 委員は、障がい者職業能力開発校の運営に関して意見交換を行い、訓練の内容、訓練生への指導・助言方法、就労に向けた取組等の参考とするという観点から、障がい者職業能力開発校長が選任する。

3 懇話会に会長を置き、委員のうちから互選する。

4 会長は、懇話会を代表し、懇話会を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。

### (会議)

第4条 会議は、事務局が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は懇話会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務局は、障がい者職業能力開発校に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。